尾鷲市建設工事等指名停止措置要領

(目的)

第1条 この要領は建設工事等の適切な施行を確保するため、有資格業者の指名の停止に ついて必要な措置を定めることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 建設工事等

建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、設計監理、地質調査及びコンサルタントに関する事業をいう。

(2) 有資格業者

尾鷲市会計規則(昭和41年尾鷲市規則第4号)第70条の規定に基づき、尾鷲市請負工事等入札指名資格者名簿に登録された建設業者、測量、設計監理、地質調査、コンサルタント業者、特定及び経常建設共同企業体(以下「有資格業者」という。)等をいう。

(指名停止の決定機関)

第3条 市発注工事の施工に係る指名停止の決定は、尾鷲市工事請負人指名審査会(以下「審査会」という。)に諮り市長が決定する。

(指名停止等の要件及び期間)

- 第4条 市長は有資格業者又はその使用人が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。ただし、市の工事等に係わりのない場合の指名停止については、当該要件が特に悪質であり、社会的に重大な影響を及ぼしたと認めたときに限り指名停止を行うものとする。
- 2 前項の指名停止を行ったときは、市長は工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該 指名停止に係る指名業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を指名し ているときは、指名を取り消すものとする。
- 3 前項の規定は現に指名している有資格業者から辞退の届出があった場合には適用しない。

(下請人に関する指名停止)

第5条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止等に ついて責を負うべき有資格業者である下請人があるときは、当該下請人について元請人の 指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め指名停止を行う。

(特定及び経常建設共同企業体に関する指名停止)

- 第6条 市長は、特定及び経常建設共同企業体が別表各号に掲げる措置要件に該当するとき は、当該共同企業体について指名停止を行うものとする。
- 2 市長は、前項の規定により特定及び経常建設共同企業体を指名停止にする場合には当該 共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認 められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で、指名停止

について責を負うべき割合等情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。 (指名停止の期間の特例)

- 第7条 有資格業者がいずれかの事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ 指名停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があると認めたときは、指名停止の期間を当該短期の期間の2分の1まで短縮することができる。又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 3 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。 (指名停止の通知、報告)
- 第8条 市長は、指名停止の措置(指名停止の期間、変更及び指名停止の解除を含む。)が 決定されたときは、別紙様式により有資格業者に通知するとともに県知事に通知 するものとする。

(契約の相手方の制限及び下請等の禁止)

- 第9条 指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。
- 2 指名停止の期間中の有資格業者は市発注工事等の委託業務完成保証人又は、下請人となることができない。ただし、当該有資格業者が指名停止の期間の開始前に業務委託保証人 又は下請人となった場合はこの限りでない。

(災害時等の相手方の決定の特例)

- 第 10 条 市発注工事を随意契約により施行しようとする場合において、当該随意契約の理由が次の各号に該当する場合は、前条の規定にかかわらず指名停止の期間中の有資格業者と請負契約を締結することができる。
 - (1)災害時の応急工事で他の業者に施行させ難いと認められるとき。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第 11 条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意処分を行うことができる。

(雑則)

第 12 条 指名停止の効力は決定された日以前にさかのぼって生じることはない。

附 則 この要領は、平成11年4月1日より施行する。

附 則 この要領は、平成20年12月1日より施行する。

「別表」 指名停止措置基準

措	指右伊止相且举 置 置	· 基	 準	措	置	期	間
第 1	尾鷲市内で生じた	 :事故等による	· 措置基準				
(虚	偽記載)						
1 1	市発注工事の契約]に係る競争 <i>入</i>	札における入	不適当で	であると	上認めら	られる日
札前	た行う申請書、届	出書等に虚像	為の記載をし	から1ヶ	月以上	6ヶ月	以内
請負	契約の相手方と	して不適当で	あると認めら				
れる	らとき。						
(過:	失による粗雑工事	;)					
2	市発注工事の施行	に当たり、過	失により工事	工事が粗	1雑でま	あると談	2められ
を粗	1雑にしたとき。)	又は、かしが	重大であるとき。	た日から	5 1 ヶ月	引以上 9	ケ月以
				内			
(契	約違反)						
3	工事施工に当たり	契約に違反し	たとき、又は	違反した	こと認め	りられる	ら日から
入札	」に際し正当な理[由なしに契約	を辞退したとき。	2 週間以	人上 6 5	7月以内	3
4	契約の履行の確保	のため、監督	肾 員又は検査員				
o)	職務の執行を妨け	゛たとき。		当該事実	を知:	った日か	161ヶ
5	工事施工に当たり	正当な理由な	く工事の完成	月以上6	ヶ月り	人内	
<u>を</u>	遅延したとき。			遅延した	こと認め	りられる	ら日か
				ら1ヶ月	以上 6	5ヶ月り	人内
(安全	管理措置の不適け	切により生じ	た公衆損害事故)				
6	市発注工事の施行	に当たり安全	管理の措置が				
不	適切であったため	、公衆に死亡	者若しくは多	当該事実	『を知っ	った日か	161ヶ
数	の負傷者を生じる	させ、又は重だ	大な損害を与え	月以上1	2ヶ月	引以内	
た	とき、及び公衆	こ負傷者を生	じさせ又は損害				
を	与えたとき。						
	管理措置の不適力	切により生じ	た工事関係者				
事故	•						_
	市発注工事施工に			当該事実			152
	「不適切であった」		係者に死亡者	週間以上	<u>-</u> 6ヶ月	以内	
	(は負傷者を生じる 						
	贈賄及び不正行為				=		
	有資格業者の役員			逮捕又は		_	-
	、札施行等に関しī			ヶ月以上			
	『疑により逮捕又I	は逮捕を経な!	いで公訴を提	ただし遠			
	されたとき。			い処分又			
				われたこ	ことを知	山ったE	まで

措		 基	 準	措	 置	期	
(—————————————————————————————————————						
2	市発注工事にお	•	ん私的独占の禁	不適当	当である	と認め	られた日
	止及び公正取引の	の確保に関する	法律(昭和22	から3	ヶ月以」	<u></u>	-月以内
	年法律第54号、	以下「独占禁	止法」という。)			
	第3条又は第8条	条第1項第1号	に違反し工事の				
	請負契約の相手の	ちとして不適当 [*]	であると認めら				
	れるとき。						
(談合)						
3	市発注工事にお	いて、有資格業	美者の役員等が	逮捕る	または公	訴の提	起を知
	談合の容疑により)逮捕又は逮捕	を経ないで公	った日	∃から6	ヶ月以	上 1 2
	訴を提起されたと	とき。		ヶ月以	人内		
				ただし	ノ、逮捕	後公訴	の提起を
				しない	1処分又	は公訴	の取り消
				しが彳	うわれた	ことを	知った日
				まで			
(:	不正又は不誠実な	行為)					
4	業務に関し不正	又は不誠実な行	^う 為をし、工事	不適当	当である	と認め	られた
	の契約の相手方と	として不適当で	あるとき。	日から	51ヶ月	以上 9	ヶ月以内
5	代表役員等が禁	固以上の刑にあ	5たる犯罪の				
	容疑により公訴を	を提起され、又	は禁固以上の	不適当	当である	と認め	られた日
	刑若しくは刑法	(明治40年法	律第45号)	から	1ヶ月以	上12	ヶ月以内
	の規定による罰金	金刑を宣告され	、工事の契約				
	の相手方としてフ	下適当であると	き。				
6	有資格業者の役	員等が業務に関	間し不正に財産	当該專	事実を知	った日	から3ヶ
	上の利益を得るか	こめ、又は債務	の履行を強要	月以_	ヒ9ヶ月	以内	
	するために、暴力						
	られるとき、又に						
	ってするとを問れ						
	金銭、物品、その		益を不当に与				
	えたと認められる	3とき。 					
第 3	次の各号のいずれ	れかに該当する	ものとして関係	指名的	身止を し	た日か	ら当該の
行	_{丁政機関から通報が}	があり、工事の	請負契約の相手	期間を	を経過し	、工事	の請負契
	ことして不適当では	あると認められ	るとき。				当と認め
(暴力]的不法行為等)			5 h a	る状態と	なるま	で
1	有資格業者の役員	員等が、集団的	に又は常習的に				
暴	力的不法行為を行	うおそれのある	5組織(以下				
Г	暴力団」という。)の関係者であ	5ると認められ				

るとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質 的に関与していると認められるとき。

- 2 有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。
- 3 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係 者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的 に関与していると認められる法人、組合等に対し て直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便 宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協 力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 4 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき。
- 5 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係 者と社会的に非難されるべき関係を有していると 認められるとき。
- 6 有資格業者の役員等が、暴力団関係者又は暴力団 関係者が経営若しくは運営に実質的に関与してい ると認められる法人、組合等であることを知りな がら、これを利用するなどしていると認められる とき。
- 7 資格者である個人又は資格者の役員若しくはその 使用人が、業務に関し、暴力行為(注1)を行っ たと認められるとき。
- 8 有資格業者が、尾鷲市の発注する工事の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営 又は運営に実質的に関与していると認められる会 社等と下請契約を締結したとき。
- 9 有資格業者が、尾鷲市の発注する工事の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる資材会社等から資材、原材料等を購入したり、産業廃棄物処理施設を使用したとき。

24ヶ月

12ヶ月

9ヶ月

6ヶ月

3ヶ月

6ヶ月

1ヶ月以上12ヶ月以内

3ヶ月以上6ヶ月以内

3ヶ月以上6ヶ月内

第4 その他指名停止に相当する措置	
(その他)	三重県の停止期間
1 三重県が指名停止をした有資格業者	
2 前各号に掲げる場合のほか市長が指名の停止	当該事実を知った日から1ヶ
を行うことが適当であると認められる行為をし	月以上12ヶ月以内
た業者。	

(注1) 第3の7記載の「暴力行為」とは、暴力行為等処罰二関スル法律(大正15年法律第60号)の暴行、 脅迫、傷害、毀棄等をいい、この条項は当該業務に関しこれらの暴力行為を行ったと認められるときに適用 する。